

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和40年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 条例第7条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては指定管理者に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="145 759 767 1151"><thead><tr><th data-bbox="145 759 421 857">使用許可を受けようとする港湾施設</th><th data-bbox="421 759 767 857">許可申請書</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 857 421 907">[略]</td><td data-bbox="421 857 767 907"></td></tr><tr><td data-bbox="145 907 421 1052">浮棧橋</td><td data-bbox="421 907 767 1052">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1052 421 1102">上屋</td><td data-bbox="421 1052 767 1102">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1102 421 1151">[略]</td><td data-bbox="421 1102 767 1151"></td></tr></tbody></table> <p>2 前項の使用の許可申請のうち岸壁、係船浮標、上屋、野積場、泊地、貯木場又は船舶のための給水施設の使用に係るものについては、係留施設使用許可申請書、上屋使用許可申請書、野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書又は船舶のための給水施設使用許可申請書を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。</p>	使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書	[略]		浮棧橋	[略]	上屋	[略]	[略]		<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 条例第7条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては指定管理者に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="831 759 1453 1151"><thead><tr><th data-bbox="831 759 1129 857">使用許可を受けようとする港湾施設</th><th data-bbox="1129 759 1453 857">許可申請書</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 857 1129 907">[略]</td><td data-bbox="1129 857 1453 907"></td></tr><tr><td data-bbox="831 907 1129 956">浮棧橋</td><td data-bbox="1129 907 1453 956">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 956 1129 1052"><u>軌道走行式荷役機械</u></td><td data-bbox="1129 956 1453 1052"><u>別に定める様式による軌道走行式荷役機械使用許可申請書</u></td></tr><tr><td data-bbox="831 1052 1129 1102">上屋</td><td data-bbox="1129 1052 1453 1102">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1102 1129 1151">[略]</td><td data-bbox="1129 1102 1453 1151"></td></tr></tbody></table> <p>2 前項の使用の許可申請のうち岸壁、係船浮標、<u>軌道走行式荷役機械</u>、上屋、野積場、泊地、貯木場又は船舶のための給水施設の使用に係るものについては、係留施設使用許可申請書、<u>軌道走行式荷役機械使用許可申請書</u>、上屋使用許可申請書、野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書又は船舶のための給水施設使用許可申請書を提出することによるほか、当該申請書の記載事項に係る情報を知事が指定する電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録することによることができる。</p>	使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書	[略]		浮棧橋	[略]	<u>軌道走行式荷役機械</u>	<u>別に定める様式による軌道走行式荷役機械使用許可申請書</u>	上屋	[略]	[略]	
使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書																						
[略]																							
浮棧橋	[略]																						
上屋	[略]																						
[略]																							
使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書																						
[略]																							
浮棧橋	[略]																						
<u>軌道走行式荷役機械</u>	<u>別に定める様式による軌道走行式荷役機械使用許可申請書</u>																						
上屋	[略]																						
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この規則は、平成29年9月23日から施行する。